

災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県トラック協会（以下「乙」という。）及び千葉県倉庫協会（以下「丙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定を締結する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙又は丙に対して行う物資の緊急・救援輸送、保管等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 物資の緊急・救援輸送等

（緊急・救援輸送、物流専門家の派遣等に関する要請）

第2条 甲は、物資の緊急・救援輸送を実施する上で、乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し、文書により要請するものとする。

2 甲は、前項の措置のほか、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家の災害対策本部、関係市町村等への派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配を文書により要請するものとする。

3 乙は第1項及び第2項の規定による甲の要請があったときは、緊急・救援輸送及び物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配を可能な限り行うものとする。

4 甲は、乙の行う緊急・救援輸送に使用される業務用自動車に対して、緊急車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急・救援輸送等を行なった場合には、速やかに甲に対し、文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 緊急・救援輸送に要した費用（運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料金等の実費負担額）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達（平成11年3月26日自貨第39号）に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第2条第2項の規定による物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配に要した費用に関する甲の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 第2項及び第3項の規定により甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、運賃等を一括して請求するものとする。
- 5 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し運賃等を支払わなければならない。

（事故等）

第5条 乙が提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急・救援輸送を継続するよう努めるものとする。

- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（使用者及び第三者に対する責任）

第6条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

第3章 物資の保管等

（物資の保管、物流専門家の派遣等に関する要請）

第8条 甲は、緊急・救援輸送に係る物資を保管する上で、丙の支援を必要と認めるときは、丙に対し、文書により要請するものとする。

- 2 甲は、前項の措置のほか、物資の保管等を実施する上で、丙の支援を必要と認めるときは、丙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部及び関係市町村等への派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配を文書により要請するものとする。

3 丙は第1項及び第2項の規定による甲の要請があったときは、物資の保管及び物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配を可能な限り行うものとする。

(報告)

第9条 丙は、物資の保管等を行なった場合には、速やかに甲に対し、文書により報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 物資の保管に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による物資の保管に係る費用の対象は、保管料、荷役料及び実費負担額(パレットの使用料等の費用をいう。)とする。ただし、保管料及び荷役料は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲丙協議の上、決定するものとする。

3 第8条第3項の規定による物流専門家の派遣並びに作業員、荷役機械及び資器材の手配に要した費用に関する甲の負担については、甲丙協議の上、決定するものとする。

4 第2項及び第3項の規定により甲が費用を負担するときは、丙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、保管料等を一括して請求するものとする。

5 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、丙に対し保管料等を支払わなければならない。

(事故等)

第11条 事故の発生等により物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合には、丙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

2 丙は、物資の保管の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(使用者及び第三者に対する責任)

第12条 丙は、その事業用荷役機械の稼動に際し、丙の責に帰する理由により、事業用荷役機械の使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用荷役機械を損傷し、又は滅失したときは、丙に対してその損害を賠償する。

第4章 雑則

(災害補償)

第14条 甲は、本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し、その者の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年千葉県条例第39号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(相互手配)

第15条 甲の特別な要請がある場合は、乙及び丙は、第2条及び第8条の規定にかかわらず、相互に緊急援助物資の輸送及び保管を実施することができる。

(関係市町村との連絡)

第16条 本協定に基づく緊急・救援輸送、物資の保管及び物流専門家の派遣に係る業務の実施に当たり必要な市町村との連絡調整業務は、原則として甲において実施する。

(情報提供)

第17条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するように努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第18条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急・救援輸送、物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(協定の有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかの者がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(協定の改定)

第20条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第21条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、三者の協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上別に定める。

(準用)

第22条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」及び「標準倉庫寄託約款(乙)」を準用するものとする。

(協議)

第23条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月22日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 鈴木 栄 治

乙 千葉県千葉市美浜区新港212番地の10
社団法人 千葉県トラック協会
会 長 西 郷 隆 好

丙 千葉県千葉市中央区今井1丁目14番22号
千葉県倉庫協会
会 長 岡 本 茂